



# 弁天瀉さくらまつり開催

4月11日(日)弁天瀉風致公園内において  
「弁天瀉さくらまつり」が開催されました。  
当日は、満開の桜と天候に恵まれ約二、五〇〇名  
の大勢の皆さんが来場されました。





役場前の町民憲章碑

## 聖籠町町民憲章

- 愛する聖籠町が、住む人に希望と勇気を、訪れる人に安らぎを与えるように、親切で心豊かな町民となりましょう。
- 恵まれた自然を守り、肥よくな田畑、碧い海と、緑の木々におおわれた美しい町にしましょう。
- 汗を流して働くことに誇りをもち、産業をおこして、豊かな町にしましょう。
- 子供やお年寄りをいたわり、教養をたかめ、文化を伸ばして明るい町にしましょう。
- お互いに、相手の立場を理解し、尊重をする習慣をもちたてて、仲よく住みよい町にしましょう。
- 常に広い視野にたち、明日の発展と願いをこめて、ますます栄える町にしましょう。

# まちづくりの柱となる

## 4条例が施行されました

聖籠町は、平成14年11月に「当面は合併しない」ことを選択し、独自のまちづくりを進めて行くことを決断しました。今後、「小さい町ながら個性的なまちづくり」、「町民とともに歩む、開かれたまちづくり」を進めていくための柱となる4条例が、議会3月定例会で可決され4月から施行されました。その概要をお知らせします。

### 聖籠町まちづくり基本条例

聖籠町町民憲章を尊重しつつ、まちづくりの基本理念を明らかにし、町民と町の協働のまちづくりを推進するための基本的な原則を定め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため聖籠町まちづくり基本条例を制定しました。

#### まちづくりの基本理念

まちづくりは、町民と町がそれぞれの責任と役割を分担し、協力して進めること（協働）を基本とし、総合計画に規定する次の事項を推進するものです。  
環境及び自然に配慮したまちづくり

共生及び連携によるまちづくり  
分権型社会のまちづくり  
豊かさを感じられるまちづくり

「町民の憲章としての基本方針」として認知・共有されるようあらためて条文化するものです。

これまで、個別に地方自治法やその他の個別法の準用を受けた条例や規則、総合計画などの基本計画と、それぞれの行政分野における計画などを総合的に「まちづくり」に反映させ、推進を図るため町民と行政の役割や責務を明確化して行くものです。  
また、昭和52年8月に制定された町民憲章が名実ともに、



自然に恵まれた聖籠町



議会での審議



## 聖籠町町民参加条例

町民が主体的に町政に参加するための基本的な事項を定めることにより町民と町が協働し、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指すため聖籠町町民参加条例を制定しました。

この条例において町民参加とは、町の施策を立案し、及び決定する意思形成過程から評価の段階に至るまで、町民が様々な形で参加することをいいます。

### 町民参加の基本理念

町民参加は、町民がその豊かな社会経験及び知識並びに創造的な活動を通じて、町政に参加し、町民と町が協働して、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指すことを基本理念として行われるものとします。

町民と行政が協働し、「まちづくり基本条例」の目的の実現を目指すための関連条例となります。そして、町民と町長の基本的な責務を定め参画型行政の定着化を図りつつ情報公開のもとで、町民と「透明性の高い・わかりやすい身近なまちづくり」を共有し、推進していくものです。



集落でのふれあいトーク

## 聖籠町個人情報保護条例

町民の自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、町民の基本的な権利を擁護し、公正で信頼される町政の実現を図ることを目的として聖籠町個人情報保護条例を制定しました。

これまでは、「聖籠町情報公開条例」の中で部分的に個人情報保護に関する規定を制定することや、行政事務の電算化の進展にともなう、行政事務電子計算機処理に係る管理運営やデータ保護に関する規則を制定することで個人情報保護のみの保護を行ってきました。

平成15年5月の通常国会で「個人情報の保護に関する法律」の制定とともに個人情報の保護法制が確立されたことから、条例等に分散し規定していた個人情報保護に関する規定を一本化するのと、法律の主旨と内容を踏まえた条例を制定することで、町民の個人情報に関する更なる権利等を保障し、公正で信頼性の高い行政事務の執行と町政の実現を図るものです。



適正に管理される個人情報

## 聖籠町情報公開・個人情報保護審査会条例

聖籠町における情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運営を図るため聖籠町情報公開・個人情報保護審査会条例を制定しました。

ことを定め、制度の適正な運営を図るものです。

聖籠町情報公開条例及び個人情報保護条例の制定にあわせて、制度の運営に関する重要事項の審議や町長からの諮問に際したり、町長へ建議したりすることを。

「諮問」意見を求めること。  
「建議」意見を役所にいうこと。

今回、掲載しました4条例は概要のみを掲載しております。詳細につきましては役場総務課までお問い合わせください。

② 役場総務課

27 2111

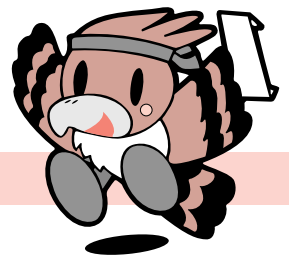
町長 渡邊 廣吉

助役 駒田 文雄

<p>保健福祉課</p> <p>課長 西脇 道夫</p> <p>補佐 吉田 弘子</p> <p>中村 耕次</p>	<p>国保診療所</p> <p>所長 手塚 誠</p>	<p>町民課</p> <p>課長 佐久間正樹</p> <p>補佐 宮澤 誠也</p>	<p>納税対策室</p> <p>室長 中野 和夫</p>	<p>税務課</p> <p>課長 渋谷 勘市</p> <p>参事 長谷川進一</p> <p>補佐 瀬高 英輔</p>	<p>生活環境課</p> <p>課長 斎藤 健一</p> <p>補佐 安達 行法</p>	<p>企画財政課</p> <p>課長 加藤 健二</p> <p>補佐 市川ヒロ子</p>	<p>総務課</p> <p>課長 小林 信一</p> <p>補佐 石崎 昭衛</p>
<p>保健指導</p> <p>介護保険(認定)</p> <p>医療費助成</p> <p>生活保護</p> <p>高齢者福祉</p> <p>児童・障害福祉</p> <p>予防検診・献血</p>	<p>診療・事務</p>	<p>給付・賦課徴収</p> <p>介護保険(申請・)</p> <p>国民健康保険</p> <p>老人保健</p> <p>戸籍・国民年金</p> <p>住民基本台帳</p>	<p>納税対策</p>	<p>軽自動車税</p> <p>農業所得</p> <p>固定資産税</p> <p>町民税</p>	<p>(循環バス)</p> <p>公共交通</p> <p>交通安全</p> <p>消防防災・公害</p> <p>廃棄物</p> <p>環境衛生</p>	<p>総合計画</p> <p>地域政策・企画</p> <p>財政・入札・統計</p>	<p>行政財産・選挙</p> <p>人事給与</p> <p>広報広聴</p> <p>区長業務</p> <p>市町村合併</p>
<p>小林尋子</p>		<p>高橋 栄子</p>		<p>斎藤 豊</p>	<p>小見 和男</p>		<p>渡辺 悦子</p>
<p>御小柴牧子</p>		<p>高橋千代子</p> <p>加藤 義勝</p> <p>大沼 理一</p> <p>宮澤 孝也</p> <p>渡辺こまき</p>	<p>藤田 正之</p>	<p>宮下 勝敏</p> <p>高橋 直樹</p>	<p>秋原 波春</p> <p>山田 孝</p> <p>宮川 顕</p>	<p>石澤満理子</p>	<p>渡辺 孝子</p>
<p>大浦 晴子</p> <p>堀 千恵美</p> <p>佐藤 寿</p> <p>長谷川一也</p> <p>萩原和子</p> <p>山田睦子</p>	<p>新保千寿子</p> <p>大沼けい子</p> <p>松田洋子</p>	<p>天野 秀一</p> <p>石田 正統</p> <p>高松めぐみ</p> <p>宮下 純一</p> <p>(主事補)</p>		<p>北原 瑞穂</p>	<p>水品 慶美</p>	<p>田中 雅義</p> <p>波辺 広彰</p> <p>佐藤 寧久</p> <p>佐藤己津子</p> <p>新澤原から出向</p>	<p>高橋 淳</p> <p>小林 幸宏</p> <p>飯沼 正志</p> <p>(新潟市へ出向)</p>
<p>渡辺 大樹</p> <p>渡辺 郁子</p> <p>高橋由紀</p> <p>中川由起子</p> <p>(管理栄養士)</p> <p>白井 茜</p> <p>和田 文夫</p>	<p>小野 広子</p> <p>宮澤田智子</p> <p>大滝玲子</p>					<p>廣田 雅美</p>	<p>佐藤 和美</p> <p>佐久間 淳</p> <p>(新潟市から出向)</p> <p>勝見 英徳</p> <p>小林 和浩</p> <p>(厚生労働省へ出向)</p>
<p>は保健師</p>	<p>は看護師</p>						<p>五十嵐美広</p> <p>宮下 悦志</p>

平成16年度 聖籠町役場 機構図・職員配置図

# 聖籠町の新体制



## 聖籠町の職員 196人

### 徴収・滞納整理事務担当が変わりました

本年4月1日から町行政事務の一部改革により、今までそれぞれ担当課で所管していましたが、過年度分の徴収・滞納整理事務は新たに設置された「納税対策室」に移管しました。(当該年度中に完納されない町税等の滞納整理事務)

今後、これらに関する相談などは「納税対策室」で対応します。なお、現年度町税等の滞納分については、今までどおりそれぞれ担当課が所管します。

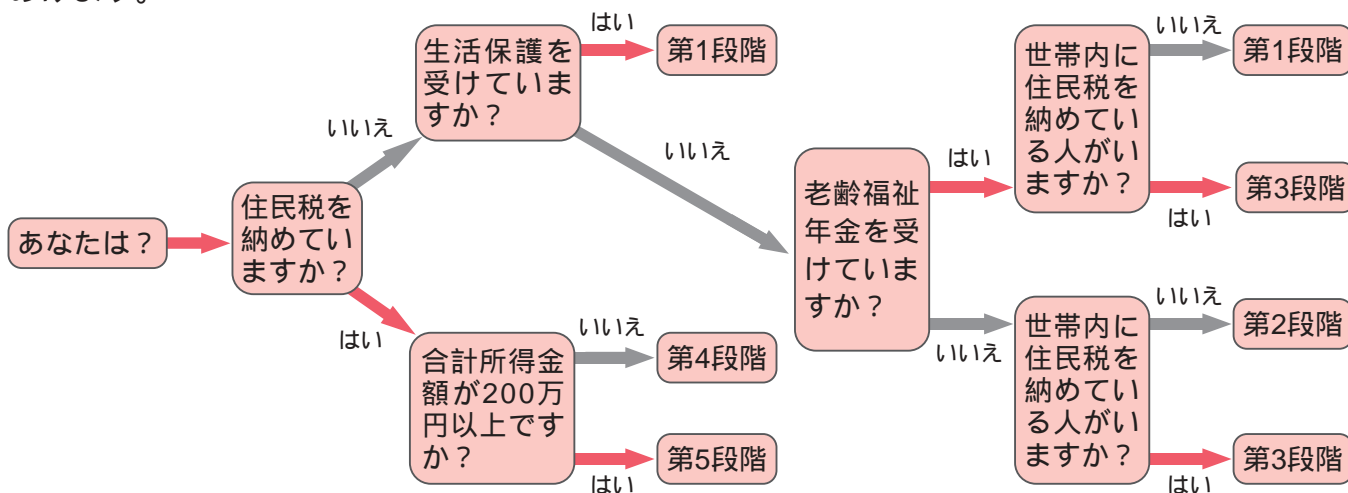
### 水道課と下水道課を統合

上水道事業と下水道事業を一体化し、効率かつ、効果的な企業経営体制による事業運営を求めて水道課と下水道課を統合しました。今後の業務は、役場3階上下水道課で行います。



# 介護保険からのお知らせ（65歳以上の方へ）

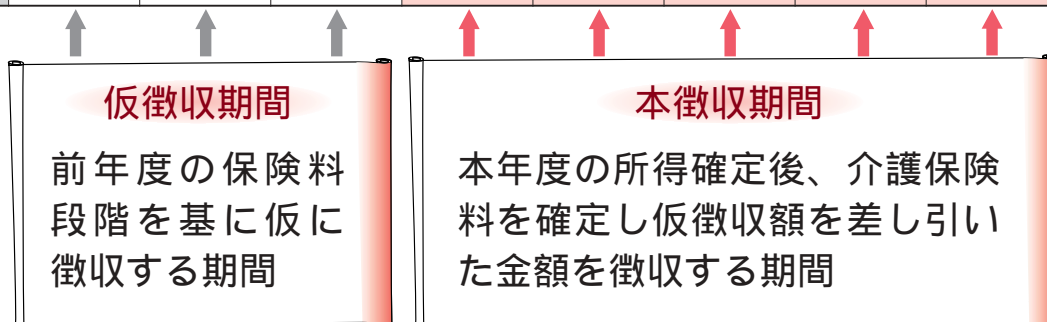
介護保険は、介護が必要な高齢者とその家族をみんなで支えていく制度です。介護が必要になっても安心した生活がおくれるよう、介護保険料の納付にご理解とご協力をお願い申し上げます。



**介護保険料普通徴収の方の納付が  
5月中旬から開始されます。**

普通徴収（納付書や口座振替で納める）の方の納期と納付額

期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	年間
納付月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	保険料額
第1段階	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	21,600円
第2段階	4,000	4,000	4,000	4,400	4,000	4,000	4,000	4,000	32,400円
第3段階	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	43,200円
第4段階	6,700	6,700	6,700	7,100	6,700	6,700	6,700	6,700	54,000円
第5段階	8,100	8,100	8,100	8,100	8,100	8,100	8,100	8,100	64,800円



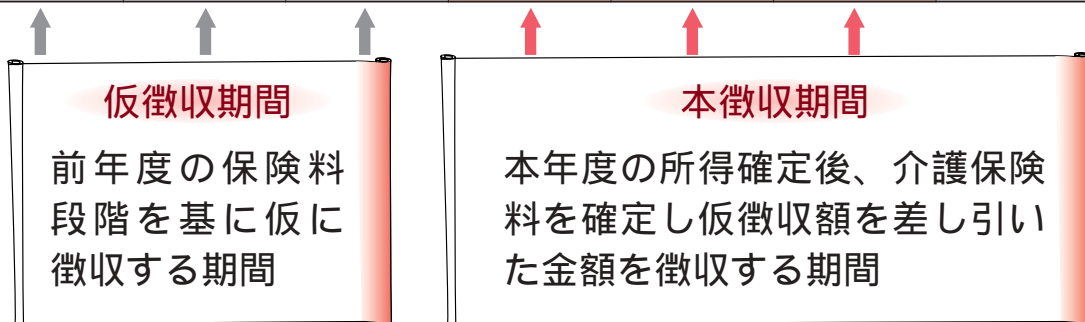
普通徴収の方には納め忘れを防ぐためにも口座振替をお勧めしています。ご希望の方は、お持ちの口座の金融機関へ申し込みをしていただければ翌月から口座振替が可能となります。

# 特別徴収(年金天引きの方)の方へのお知らせ

## 平成16年度 介護保険料仮徴収額が変更されます。

特別徴収の介護保険料はこれまで仮徴収期間納期分(第1期～第3期)と本徴収期間納期分(第4期～第6期)の保険料が不均一となっておりましたがこれを解消するため仮徴収期間の金額を変更し、第4期以降(平成17年度を含め)の金額を一定にしました。5月中旬に通知書を送付しますのでご確認ください。(年間保険料額に変更はありません。)

期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	年間
納付月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	保険料額
第1段階	4,500	4,500	4,500	2,700	2,700	2,700	21,600
変更後	4,500	3,200	3,100	3,600	3,600	3,600	21,600
第2段階	6,800	6,800	6,800	4,000	4,000	4,000	32,400
変更後	6,800	4,700	4,700	5,400	5,400	5,400	32,400
第3段階	9,100	9,100	9,100	5,300	5,300	5,300	43,200
変更後	9,100	6,300	6,300	7,200	7,200	7,200	43,200
第4段階	11,400	11,400	11,400	6,600	6,600	6,600	54,000
変更後	11,400	7,800	7,800	9,000	9,000	9,000	54,000
第5段階	13,600	13,600	13,600	8,000	8,000	8,000	64,800
変更後	13,600	9,400	9,400	10,800	10,800	10,800	64,800



年間保険料額は8月に確定(本徴収の開始)通知いたします。

各期別額については、あくまでも一例です。段階の変更や徴収方法の変更などで変わる場合があります。

こんなときは?	こうなる
年度途中で65歳になった方は.....	老齢(退職)年金額が年額18万円以上の人も、その年度は普通徴収になります。翌年度の10月から特別徴収になります。
遺族年金、障害年金、老齢福祉年金のみを受給されている方は.....	普通徴収の扱いとなります。遺族年金、障害年金、老齢福祉年金からは天引きされません。
他市町村から引越された方は.....	それまで年金から天引きだった人も、普通徴収となります。翌年度の10月から特別徴収に戻ります。
年金受け取りを66歳以降に繰り下げていて、その年の4月2日以降に受け始めた方は.....	老齢(退職)年金額が年額18万円以上の人も、その年度は普通徴収になります。翌年度の10月から特別徴収となります。

お問い合わせ 役場町民課 27-2111(内線117) 27-1952(直通)



# 国民健康保険税 仮算定のご案内

聖籠町国民健康保険では、1年間（4月もしくは加入月～翌年3月分まで）の国民健康保険税を、5月から12月までの計8期で納めていただきます。

それぞれ、2週間程度の納期限が設けられており、5月を1期、6月を2期・・・と呼びます。

この8期は、「仮算定」と「本算定」とに分けられます。

今回お送りするのは、全8期のうち3期までです。これを「仮算定」と呼びます。



## 仮算定ってなあに？

### Point 1 仮算定 = 前年度国保税の3/8（1/8ずつ3回）

平成16年度の保険税率や、みなさんに申告していただいた所得などが確定するのは仮算定以後です。平成16年度分保険税は、現段階では確定できません。

そこで、前年度課税した国民健康保険税をもとにして、最初の3回を算定し、課税することになります（所得や加入者の状況が変わらなければ、前年度と同じ額が今年も課税されることになるため）。

このことから、今回お送りする3期分の保険税額は、平成15年度分として課税された保険税額の3/8となっています。（1/8ずつ3回）

### Point 2 15年度国保に加入していない世帯には仮算定は届きません

仮算定は、上記のように前年度の国保税をもとに計算するため、前年度に国保税が課税されていない世帯（今年度から国保加入世帯・今年度聖籠町に転入した世帯）には、「仮算定」は届きません。



どうして今年の分が計算できないのに課税するのかと思ったけど、「仮算定」がなかったら、1年間分を「本算定」からの5期で納めることになるから、大変だよな!!

そのとおり!! 納める回数を増やして、1回あたりの負担を軽くしているんじゃ! 今年度の国保税はまだ計算できないから、昨年度の国保税を参考にするんだね!!



### Point 3 仮算定の額は、本算定まで変更になりません

「仮算定」の時期は、みなさんの所得が確定せず、今年度の保険税額を確定できない段階です。ですから、所得の変化や、今年度7月届け出までの加入者数の増減は、「本算定」の段階まで反映されません。「仮算定」の額は変更にはなりませんので、ご注意ください。



たとえばひとり国保をやめたとしても、税率と、その方の所得がいくらなのかとが確定していないので、保険税がいくら減るのか計算できないんじゃない。人数が減っても、世帯全体の所得が増えていれば、保険税が増える可能性もあるんじゃないよ。保険税額を変更するためには、「本算定」を待たなくてはいいんじゃない。

年間の保険税額が確定しましたら、仮算定で払い足りない分を本算定で精算することになります。（払いすぎがあった場合は、精算後に本算定でお返しすることになります）





## では、実際に納税通知書を見てみましょう...

### 1 納税通知書の宛名は世帯主

国民健康保険税を納める義務は世帯主にあります。  
そのため、世帯主本人が国保に加入していなくても、世帯の中に加入者がいれば、納税通知書は世帯主宛になります。

### 2 口座振替がおすすめです

口座振替の手続きを取っている方は、納期限までに、この欄に表示された金融機関から自動的に引き落とされます。この欄が空欄の方は、振替手続きをしていない方ですので、役場会計室もしくは各金融機関窓口で納めていただきます。

平成16年度 国民健康保険税 納税通知書 081

この納税通知書は、地方自治法第70条の2第1項並びに市町村の国民健康保険条例第19条の第1項の規定によって徴収する国民健康保険税の納税通知書として交付されるものですので、納期までに納付してください。

平成16年5月12日  
新潟県北蒲原郡聖籠町長  
渡邊 廣吉

郵便番号 **1**  
新潟県北蒲原郡聖籠町

様方 **2**  
様

納期	納税額	各納期の納付額
1 平成16年5月18日から 平成16年5月31日まで		
2 平成16年6月16日から 平成16年6月30日まで		
3 平成16年7月16日から 平成16年8月2日まで		

前年度税額 **3** 賦課割合  $\frac{3}{8}$  仮算定税額 **4**

**5** 納期限

これが仮算定の通知書か～！

この税金についてのおたずね、ご連絡は  
聖籠町役場町民課  
電話 代表 (27) 2111

◎裏面をお読みください。

### 3 仮算定は前年度の保険税を元に算定

平成15年度分として課税された税額です。  
平成15年度分の納付書と比べてみてください。

### 4 前年度の3/8が“仮算定”

今回課税される仮算定分は、所得や加入者数の増減にかかわらず、前年度の保険税額の3/8となっています。額の3/8(1/8ずつ3期)を、今回1~3期分として納めていただくことになります。

### 5 期限内に忘れずに納めましょう！

1期～3期まで、それぞれの金額を納めていただく期限です。この期間内に、忘れず納めてください。(1期から3期まで一括納付することもできます)  
納期限までに納めていない場合には督促が行われます。督促手数料に加え、延滞金を徴収される場合もありますので、すみやかに納めましょう。保険税を納め忘れてしまいがちな方には、口座振替をおすすめします。

お問い合わせは・・・  
聖籠町役場 町民課  
☎ 27-2111 (代表)  
☎ 27-1952 (直通)



特別な事情により保険税の納付が困難な場合には、申請により分割納付などもできますので、滞納のままにせず、まずは担当窓口にご相談ください。



INFORMATION

# おしらせ

INFORMATION

## 地域の活動をバックアップ 「地域振興支援事業」を募集します

地域振興の支援を目的に今年度も皆さんからの事業要望を受け付けます。

昨年度は、各集落、団体から地域の振興を目的に「お祭りの開催」、「地域と学校の交流事業」といった取り組みが行われ、その効果を上げています。

申請を希望される方は、次により申し込んでください。

募集受付期限

平成16年11月30日

補助団体

各集落又は町内在住者20名以上で組織するもので、期限までに活動事業を申請し、承認された団体（各年度に申請・承認）

対象事業

地域自治の振興を図るための活動で概ね次のような事業を対象とします。ただし他の補助金の対象となる事業、宗教に関する事業、及び政治的活動に関する事業は除きます。また同一事業の継続は3か年を限度とします。

交流活動

お祭り、運動会、ピクニック

お問い合わせ先

町役場	☎27-2111
町民会館	☎27-2121
図書館	☎27-6166
保健福祉課（保健福祉センター内）	
	☎27-6511
診療所	☎27-1234

INFORMATION

## 5月の行事

### 《保健福祉事業》

ところ 保健福祉センター  
心配ごと相談

6日・19日・6月2日

弁護士相談(要予約)27日(木)

いずれも午後1時～4時

☑☑ 町社会福祉協議会

☎27-6767

乳幼児健康診査・各種学級

妊婦学級（前期）

11日(火)午前9時30分～

育児学級

12日(水)午後1時30分～

育児相談会

17日(月)午前10時～11時

妊婦・2歳親子歯科検診

17日(月)午後1時15分～

3歳児健診

27日(木)午後1時15分～

乳児健診

28日(金)午後1時15分～

各種予防接種

風しん予防接種

11日(火)午後1時40分～

三種混合予防接種

20日(木)午後1時40分～

ク、農業体験等（他地域との交流を含む）  
福祉活動

高齢者世帯への訪問・弁当配布、助け合い運動、声かけ運動、システムづくり等

青少年健全育成活動

幼・保育園児・小・中・高校生による野外活動、週休2日制への対応事業等

モラル・マナーアップ活動

啓蒙活動、講演会、あいさつ運動等

伝統芸能の保存・伝承活動

集落等に伝わる伝統芸能の保存・伝承のための活動

健康増進活動

健康管理器具等の整備、各種教室・講演会の開催等

体育・レクリエーション活動

各種スポーツ大会、ハイキング、山登り、サイクリング等

生活環境の改善・向上活動

緑化運動、道路清掃等

防災・防犯・交通安全対策活動

防災等訓練の実施、交通安全教室の開催等

ボランティア活動

ボランティア団体への参加、集落での実践等

広報紙発行活動

広報せいろつこの集落版発行補助金の額

予算の範囲内で次の要件に基づいて交付します。

・ 一団体30万円を限度とします。

・ 対象事業経費の3分の2を限度とします。

・ 飲食代は事業費の20%以内とします。

補助金の交付期間

単一集落への交付は平成18年度までとします。

申請用紙や詳細については、役場総務課へお問い合わせください。

☑☑ 役場総務課

☎2712111（内線226）

### 町長の動向

（主なものを抜粋）

5月

7日・聖山大学入学式

10日・県町村会政務調査会（産業経済委員会）の懇談会

14日・北陸地方整備局、新潟県との懇談会

16日・新発田駐屯地創設51周年記念式典

・ 新潟県子ども会連絡協議会総会

19日・（株）新潟国際貿易ターミナル監査役会

21日・聖籠町愛児会連絡協議会評議員会

23日・聖籠町合同慰霊祭

24日・中部郷三力町消防連合演習

25日・（株）新潟国際貿易ターミナル取締役会

26日・地方財政危機突破総決起大会

27日・株式会社聖籠の杜取締役会及び株主総会

28日・社会福祉協議会理事会・評議員会

・ 郡町村会5月定例会

・ 新潟県地区衛生組織連合会

## 児童手当（特例給付） 忘れずに手続きを

児童手当は、家庭生活の安定と児童の健やかな成長のために、児童を養育している人に対して支給される手当です。

手当は、申請した月の翌月から支給となりますので対象となる人は早めに手続きをしてください。

所得制限等のため、昨年度児童手当を受給できなかった人が、今年度（6月分から）受給するためには、5月中に手続きをしなければなりません。

なお、公務員の場合は、勤務先での手続きとなります。

### 支給対象

義務教育就学前の児童（6歳到達後最初の年度末までの児童）を養育している人で、前年の所得が一定未満の人

### 手当額（月額）

第1子・第2子 5千円  
第3子以降 1万円

## 児童手当支給対象児童の 年齢が拡大される予定です

今年度児童手当支給対象児童の年齢を拡大する「児童手当法」の改正が予定されています。改正法が国会で成立されると、4月1日にさかのぼり適用されます。

手続き方法等については、改正法が国会で成立次第、該当者に文書でご案内いたします。

### 改正予定内容

#### 支給対象児童

改正前：小学校入学前（6歳）の3月末まで

改正後：小学校3学年（9歳）の3月末まで

## 受給している方は 現況届けを忘れずに

児童手当を受給している方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。

受給者には、6月中旬に町から現況届の通知を送付します。必要書類を添付して、期限内に届出をしてください。

なお、現況届が提出されない場合は、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

詳しくは、お問い合わせください。

☎保健福祉課 児童手当担当

☎27-6511

# 犬の予防注射 忘れずに !!



## 日時と会場

月 日	時 間	会 場
5月27日(木)	9時40分から10時40分	次第浜公会堂
	11時00分から11時30分	亀塚公会堂
	13時10分から14時10分	網代浜会館
5月28日(金)	9時30分から10時30分	杉谷内公会堂
	10時50分から11時30分	真野公会堂
	13時10分から14時30分	防災倉庫（役場隣り）

## 当日必要なもの

通知はがき：通知はがきが郵送されますので、そのはがきのおもてに押印して持参してください

料金：3,100円（注射料金：2,550円・注射済票：550円）

新たに犬を飼う場合は、登録手数料3,000円が加算されます。

注意：事故防止のため、犬を制御できる人が連れてきてください。

飼い犬がすでに死亡している場合は、必ず役場へ届出を行ってください。

☎役場生活環境課 ☎27-1962（直通）

異文化交流を体験してみませんかー

## ホームステイ 受け入れボランティア募集

町では町民の国際交流を推進するため、中国黒龍江省ハルビン市教育委員会との交流事業や黒龍江省から新潟大学へ留学している学生との交流事業で、国際交流を目的として聖籠町へ訪れる中国の児童・生徒・学生等のホームステイを受け入れてくださるボランティアを次のとおり募集します。

### 募集内容

(1)ハルビン市教育委員会との交流事業

今年、7月下旬から8月上旬にかけてハルビン市の児童・生徒が来町し、町文化会館で芸術公演を予定しています。この児童・生徒を1日～2日間受け入れてくださる方。

(2)新潟大学への留学生

留学生がホームステイを希望した場合に、期間等を相談した後に受け入れてくださる方。

### 受け入れの資格

- ・聖籠町に在住の方
  - ・ホームステイボランティア活動に家族全員の理解があり家族ぐるみで受け入れができる家庭。
  - ・国際交流や国際理解に関心をもち、積極的に受け入れができる家庭。
  - ・ホームステイのために提供できる個室がある家庭。（児童・生徒の場合は相談）
- 問い合わせ、申し込み先  
役場総務課国際交流担当  
☎27-2111（内線226）

☑日時 ☑会場 ☑内容 ☑対象 ☑申し込み ☑問い合わせ



# 子宮頸がん（施設） 検診のご案内

子宮頸がんは子宮の入り口付近にできるがんです。早期に見つかれば妊娠出産に影響なく治療できる場合が多いです。町の検診でも毎年1〜2名の方からがんが発見されています。なかでも最近では20代〜30代の方からの発見が目立っています。ぜひ20代から毎年受けていただきたい検診です。

町では、医療機関で受けられる子宮頸がん（施設）検診を実施します。申し込みのあった方には、受診通知書を送いたしました。受診通知書を持って下記の医療機関で受診されますようご案内いたします。今年度から実施期間を延長し、さらに受けやすくなりました。

なお、集落を巡回する車検診は、7月下旬に実施いたします。

ます。

検診対象者

25歳以上の女性（昭和55年3月31日までに生まれた方）

実施期間

5月1日〜7月31日

検診料金（受診者負担）

1,000円

70歳以上の方は無料です。

（昭和10年3月31日までに生まれた方）

生れた方）

◎保健福祉課予防検診係・

保健師

☎2716511

年に1回  
受診しましょう

## 受診できる医療機関はこちらです

医療機関名（住所）	電話番号	診療時間	
		月曜日～金曜日	土曜日
小幡産婦人科医院 新発田市大手町2丁目6-19	24-1781	午前9時～12時 午後2時～5時	午前9時～12時 午後 休診
鈴木産婦人科医院 新発田市西園町2丁目7-10	22-2273	午前9時～12時 午後1時30分～5時30分（水・金曜日は予約診療）	午前9時～12時
関塚医院 新発田市小舟町2丁目1-23	26-1405	午前9時～12時30分 午後2時30分～5時30分 （水曜は午前9時～12時30分・午後休診）	午前9時～12時30分 午後 休診
富田産科婦人科医院 新発田市諏訪町1丁目2-15	22-1151	午前9時～12時30分 午後3時～5時30分 （木曜日は午前9時～12時30分・午後休診）	午前9時～12時30分 午後3時～5時30分
広神産婦人科医院 新発田市中央町1丁目3-7	22-2680	午前9時～12時15分 午後2時30分～5時15分 （水曜日は午前9時～午後1時）	午前9時～午後1時
渡部レディースクリニック 新発田市新栄町1丁目1-6	26-6666	午前9時～12時30分 午後3時～6時	午前9時～午後1時
柳原クリニック 豊栄市柳原3丁目3-16	025-386-4930	午前9時～12時30分 午後3時～6時	午前9時～12時30分 第2土曜日は休診
豊栄病院 豊栄市石動1丁目11-1	025-386-2311	予約制となります。 予約受付時間は午後2時～4時（ただし、土曜日は除く。）	

日曜日は休診です

## 春の農作業 安全運動

4月1日〜5月31日は春の農作業安全運動実施期間となっています。

農作業中や、田畑の行き帰りの途中の事故がこの時期大変多くなっています。次の5つのポイントに特に注意し、農作業事故ゼロを目指しましょう。

- ### 農作業事故防止 5つのポイント
- 1 作業前には必ず、農作業機械の点検整備を行いましょう。
  - 2 機械の点検・調整は、必ずエンジンを止めてから行いましょう。
  - 3 機械の積み下ろしやほ場への出入りの際は、転落・転倒事故が起こりやすいので特に注意しましょう。
  - 4 作業はゆとりを持って。無理は禁物です。
  - 5 高齢者の事故が多発しています。高齢者が作業するときは、周囲の人が声をかけ合うなどして事故を未然に防ぎましょう。

☎◎役場産業観光課  
2721111（内線125）



# 新しい農業委員が決まりました

町農業委員会会長に

大谷 昭司さん再任

4月2日に開催された第19期農業委員会第1回総会において、二本松の大谷昭司さん(54歳)が互選により前期に引き続き会長に再任されました。地域農業の代表者として、今後ともよろしくお願いたします。

農業委員名簿 [敬称略]

役職	氏名・住所
会長	大谷 昭司(二本松)
会長職務代理	宮下 聡(次第浜)
農地部長	渡辺 昇(藤寄)
委員(農地)	阿部 孝一(蓮野)
委員(農地)	小野眞智子(諏訪山)
委員(農地)	小林 義昭(亀塚)
委員(農地)	高橋 孝一(次第浜)
委員(農地)	手島 八郎(網代浜)
委員(農地)	肥田野 保(山倉)
農政部長	駒沢 一男(大夫)
委員(農政)	高橋 龍義(道賀新田)
委員(農政)	齋藤 経子(蓮野)
委員(農政)	新保 昇英(二本松)
委員(農政)	曾根 善治(蓮湯)
委員(農政)	高崎 信子(亀塚)
委員(農政)	二宮金次郎(蓮野)
委員(農政)	吉田 春雄(真野)

# 税務課からのお知らせ

② 役場税務課 27-1956

## 国税電子申告・納税システムが導入されます

平成16年6月から関東信越国税局管内の税務署で国税電子申告・納税システムが導入されます。

自宅や事務所に居ながらにして、インタ-ネット等を利用して申告や納税等ができるものです。このシステムをご利用いただくために必要な開始届出書の受付は、すでに平成16年4月1日(木)から税務署で開始されております。

詳しくは、e-taxホームページ  
http://www.e-tax.nta.go.jp  
ヘルプデスク

☎0570-015901  
(市内通話料金で通話可能)

② 新発田税務署

☎22-3161

## 5月は軽自動車税の納入月です

5月は、平成16年度分の軽自動車税の納入月です。

軽自動車税は、平成16年4月1日現在の所有者等が納税義務者です。

なお、納税通知書は5月20日までに各納税義務者宛に郵送でお届けしますが、その内容に

疑問な点などがありましたら、遠慮なく税務課へお問い合わせください。(詳しくは、納税通知書をご覧ください)

## 税務職員(税務大学校生)募集

国税局や税務署において、適正な課税を維持し、また租税収入を確保するため、国税に関する調査や指導などを行う税務職員の採用試験を次のとおり実施します。

受験資格

昭和59年4月2日～

昭和62年4月1日生まれの者  
試験の程度

高等学校卒業程度

申込受付期間

6月22日(火)～

6月29日(火)(消印有効)

第1試験 9月5日(日)

☑ 人事院関東事務局

〒330-9712 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1

☎048-740-2006

② 関東信越国税局

〒330-9719 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1

☎048-600-3111

または新発田税務署

☎22-3161

## 特定計量器の検査を実施します

売買などの取引や業務上の証明行為に使用される特定計量器について、使用者は精度を確保するために、2年に1回の定期検査を受けなければなりません。

次により計量器の定期検査を実施しますので、該当される方は期限までに申してください。

なお、この検査を受けない計量器を使用すると計量法により罰せられることがあります。

取引上または証明上に使用している計量器がすべて対象となります。

申込期限

5月25日(火)まで

検査日

6月21日(月)・22日(火)2日間

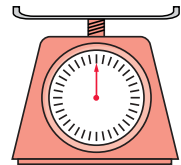
詳しい検査日時、申込者に別途通知します。

検査会場

聖籠町防災倉庫(役場隣)

☑② 役場産業観光課商工観光係

☎27-2111(内線122)



①日時 ☑会場 ☐内容 ☑対象 ☑申し込み ②問い合わせ

# /生/活/環/境/課/か/ら/の/お/知/ら/せ/ 生ごみ処理器の活用について

町では、ごみの減量化推進の一環として、平成5年度より生ごみを堆肥化する生ごみ処理器の購入補助を行っています。昨年、これまでに補助を受け生ごみ処理器を購入された方を対象に、利用実態を把握するためのアンケートを実施したところ、利用の際の問題点が多く出てきました。

そこで、特に回答の多かった問題点について、その対処法などをお教えします。

## 生ごみ処理器の使い方がわからない(うまくできない)

### EMバケツの使用方法

大きな生ごみは小さく切り、よく水を切る。  
バケツに の生ごみを入れる。  
ぼかしを入れ、よくかき混ぜフタをする。  
バケツが一杯になったら、日の当たらないところに1~2週間ほど置き熟成させると堆肥ができあがる。

### 注 意 点 等

- ・生ごみは新鮮なうちに入れる。腐敗したものは発酵が進まず、悪臭の原因にもなる。
- ・水分は腐敗を促すので、必ず水気を切る。
- ・容器は必ず密閉し、直射日光には当てない。
- ・EMバケツによる堆肥は分解が不十分なため、畑で使用する場合は、処理物を土中に2~4週間埋め、二次発酵させることが必要。

### (処理物の用途)

- ・畑や、花壇、家庭菜園で利用する他、そのまま土に返してやるのもひとつの方法。
- ・容器に溜まる褐色の液体(液肥)は、100~1000倍に薄めて観葉植物や野菜に与えると効果あり。

### コンポストの使用方法

日当たりのよい場所に、コンポストを5cmくらい埋める。  
底に落ち葉などを敷く。  
よく水を切った生ごみを入れる。  
生ごみの発酵を良くするため、発酵促進剤を入れる。  
水分調整や臭い、虫よけなどのため、全体を覆うように乾いた土や落ち葉、もみがらなどを入れ、フタをする。  
容器が一杯になったら1月ほどそのままにしておく、堆肥ができあがる。

### 注 意 点 等

#### (悪臭対策)

- ・悪臭は、投入した生ごみの腐敗が原因。
- ・堆肥化には水分が大敵なので、台所などから出た生ごみはそのまま入れず、よく水気を切る。
- ・ネットなどに入れ、吊るして乾燥させてもよい。
- ・もみがらや乾いた土の投入により水分調整も可能。
- ・天気のよい日はふたを空けておくと、中にこもった水分が蒸発し、容器の中をよく乾燥できる。
- ・コーヒーがらやお茶がら、炭などは消臭効果があるため、こうしたものを混ぜるとよい(臭いの発生を防ぐ効果もあり)。
- ・魚や肉類などのタンパク質の多いものは悪臭や虫が発生しやすいので、気温の高い季節は少なくする。

#### (虫対策)

- ・うじ虫などは水分が多く、腐りやすいところを好むため、悪臭と同じく水分を減らし腐りにくくすることが第一。
- ・フタをネットで覆い、ハエ等の侵入を防ぐことも重要
- ・殺虫に、園芸店で売っている土壌改良資材の消石灰を一振りするのも有効(1kg当り10gが目安)。

#### (処理物の用途)

- ・畑や、花壇、家庭菜園で利用する他、そのまま土に返してやるのもひとつの方法。
- ・発酵中の容器に入れ、堆肥化の促進に役立てることもできる。

## ぼかし、発酵促進剤ってなに？

- ・堆肥化を促進するための材料で、EMと呼ばれる野菜や花作りに有用な微生物の集まりをもみがらやくんたん、米ぬか、糖蜜などと混ぜて発酵・乾燥させたものです。
- ・米ぬかなどでも代用できます。
- ・ぼかしは、杉の子の家でも購入できます(600g入り1袋:200円)

## ぼかし・発酵促進剤の助成について

- ・発酵促進剤等にかかる経費を軽減し、同時に生ごみ処理器の一層の普及を図るため、ぼかし・発酵促進剤の給付制度を始めます。

なお、生ごみ処理器の導入でごみが減ったと実感されている方が多かったことから、給付は町の指定ごみ袋との引き換えとなります。

### (生ごみリサイクル推進者物品給付制度)

助成物品	引き換えに必要な袋の枚数 (助成物品1袋当り)		1回に助成 できる数量
	大袋の場合	小袋の場合	
ぼかし(600g/袋)	2枚	3枚	5袋まで
発酵促進剤(1kg/袋)	6枚	10枚	2袋まで

## 電動式生ごみ処理器の購入補助について

- ・今年度、アンケートでも要望のあった電動式の生ごみ処理器について、どのような補助制度が効果的か検討を行っていく予定です。
- ・通常の生ごみ処理器(コンポスト、EMバケツ)については、今年度も集落ごとに購入補助の希望者を募集する予定です。



# 水洗化工事はお早めに

## 公共下水道

## 供用開始地域拡大

生活環境の向上、美しい自然を保護するためにも公共下水道の利用にご協力ください。

平成15年度までに、供用開始済となっている区域

一般区域では、中の橋 本大夫 本三賀、山三賀、二本松、外畑 蓮野、杉谷内、正庵、甚兵衛橋、蓮濁、蓮濁新田、八幡、東山の全部と山倉、本諏訪山の一部 東港区域では、東港1・2・6・7丁目、位守町全部と東港3・5丁目の一部

平成16年4月に供用開始した区域

一般区域では、丸瀧全部と山倉、網代浜の一部 東港区域では、東港5丁目の一部

排水設備の設置は供用開始になつてから1年以内

供用開始区域になつた皆さんには1年以内に、宅地内に設置された公共汚水ますに便所、台所、浴室などからの汚水を流し込む排水設備を設置して頂きます。設置については町の指定する工事店に工事を依頼してください。

これまでくみ取り式便所だったご家庭は、供用開始の日から3年以内に水洗便所にするよう下水道法で定められています。

町の融資制度・助成制度をご利用ください。

下水道への接続や便所の改造等の工事は、各自の負担になります。接続等に係る経費については、町の融資・助成制度が利用できます（利用については供用開始の日から一定の期限・条件があります）。対象は公共団体その他法人にかかる工事を除いた者です。

使用料はいつから・いくら？

使用料は水洗化工事が完了して、流しはじめるいただきます。使用料は、流した汚水の量に応じて納めて頂きます。（基本料金10<sup>3</sup>m<sup>3</sup>まで1、500円、10<sup>3</sup>m<sup>3</sup>を超えた分は1<sup>3</sup>m<sup>3</sup>につき150円が加算されます）  
その他、消費税相当額（5%）が別途加算となります。

お問い合わせ

上下水道課

☎ 27 2111

(内線) 341

## 公共下水道供用開始の状況図



## (福)豊聖福祉会 特別養護老人ホーム職員募集

平成16年12月特別養護老人ホームの開設に伴う施設職員を募集します。次の職種で、普通自動車免許取得者(AT車限定可)で、それぞれの資格要件のいずれにも該当する方。

### 1 職種及び資格要件等

職種	採用人員	資格要件等
介護士	10人	・昭和40年4月2日以降に生まれた方 ・介護福祉士又はヘルパー2級以上の資格取得者
看護師	6人	・昭和35年4月2日以降に生まれた方 ・看護師又は准看護師の免許取得者
生活相談員	1人	・昭和40年4月2日以降に生まれた方 ・社会福祉士、精神保健福祉士又は社会福祉主事の任用資格を有する方
管理栄養士	1人	・昭和40年4月2日以降に生まれた方 ・管理栄養士の免許取得者

### 2 受験手続

試験案内及び申込み用紙の請求方法

試験案内及び申込み用紙は、(福)豊聖福祉会人事担当(特別養護老人ホームほうせい園内)又は「聖豊はすがた園」で直接受領するか、電話・郵便で請求してください。

なお、郵便の場合は宛先を明記した返信用封筒(角2号)並びに120円切手を同封のうえ、請求してください。

〒950-3321 豊栄市葛塚字正尺618番地

特別養護老人ホームほうせい園 ☎025 - 387 - 0900

〒957-0106 北蒲原郡聖籠町大字蓮瀧2249番地

特別養護老人ホーム聖豊はすがた園 ☎0254 - 27 - 7060

申し込み受付期間等

・5月1日(土)～5月21日(金)

(土日を除く8時30分～5時30分まで)

・郵送の場合は、5月21日(金)必着

### 3 試験日及び会場

・第一次試験 6月6日(日) 豊栄市立光晴中学校

### 4 勤務地 (福)豊聖福祉会の施設

### 5 採用年月日 平成16年12月1日

## 平成16年度調理師試験

7月2日(金)

午後1時～3時30分

受験願書の配布

各保健所で配布中

受験願書の提出期間

5月10日(月)～17日(月)

受験願書の提出場所

住所地を管轄する保健所

(県外居住者は県庁健康対策課)

試験地

新潟市、長岡市、上越市、六日町

ご不明な点は次までお問い合わせ  
わけてください。

☎ 新発田保健所

☎ 22 5111

平成17年3月新規学校卒業  
予定者求人申込説明会開催

ハローワーク新発田では、平成

17年3月新規学校卒業予定者にか

かる求人申込説明会を開催します。

当日は、併せて「労働基準法

の改正」、「各種助成金制度」に

ついでの説明を行います。

聖籠会場

5月18日(火)

午後2時

☎ 聖籠町民会館

新発田会場

5月19日(水)

午後2時から

☎ 新発田市カルチャーセンター

ご都合の良い会場にご出席く

ださい。事前の申込は必要あ

りません。

☎ ハローワーク新発田 事業

所・学卒部門

☎ 27 6677

## 陸上自衛隊新発田駐屯地 創設51周年記念行事のご案内

### 市中パレード

☎ 5月15日(土) 午後2時～午後3時30分

☎ 新発田駅から旧産業会館跡地

☎ 徒歩・車両行進及びヘリコプターによる観閲飛行

### 記念式典等

☎ 5月16日(日)

☎ 新発田駐屯地



行事	時間
駐屯地開放	9:00～15:00
記念式典・訓練展示	10:00～11:50
装備品展示・体験試乗	12:30～15:00
野販売店・広報展示	9:45～15:00
資料館開放・作品展	9:45～15:00

駐屯地内に一般車両の駐車ができませんのでご了承ください。なお、駅前と旧産業会館跡地からシャトルバスを運行しますのでご利用ください。

☎ 陸上自衛隊新発田駐屯地広報班

☎ 22 - 3151(内線206)

## 新発田エネルギー懇談会主催 記念講演会のご案内

5月25日(火)

午後2時30分～4時

☎ 新発田市生涯学習センター「講堂」

☎ 講師 科学ジャーナリスト・元

読売新聞社科学部記者

東嶋和子氏

(とうじまわこ)

演題「いのちと環境について」

参加申込方法

「新発田エネルギー懇談会主

催 記念講演会参加申込」と

明記して、氏名・住所・電話

番号をご記入のうえ5月13日

(木)までにFAXまたは電

話にて申し込み願います。

参加費 無料

☎ 025 223 3141

FAX 025 228 0420

☎ 新発田市からのお知らせ

です

今年度も「湯の平温泉」へ行く

ための赤谷林道は通行禁止です!!

平成13年度の落石事故以来復

旧作業を進めています。現在



### 3月の届出 げんきなよい子

#### 出生

赤ちゃん	保護者	行政区
琉太ちゃん	(山口 朋典)	亀塚
芽生ちゃん	(大村 佳之)	尾沢ケ丘
成ちゃん	(富樫 正規)	稲の平
世成ちゃん	(石田 一朗)	蓮漣
悠太ちゃん	(伊藤 正志)	聖中ケ丘
玲奈ちゃん	(遠藤 智一)	本大夫
末梢ちゃん	(向谷地敏幸)	次第浜
桜ちゃん	(近藤 一己)	四ツ屋

#### 幸多い人生を

#### 婚姻

新郎・新婦	行政区
大倉登さん (板垣) 由美さん	本諏訪山
坂上龍一さん (藤村) 由美さん	山大夫
宮下悠輔さん (大沼) 香さん	次第浜
宮沢大輔さん (斉藤) 恵美さん	東山
高崎のぶ信さん (間谷) 美由貴さん	亀塚
小林大子さん (神田) 律子さん	二本松

#### ごめいふくお祈りします

#### 死亡

氏名	年齢	行政区
武田ハルイさん	(71歳)	杉谷内
渡辺トメノさん	(86歳)	網代浜
渡辺ヒナさん	(88歳)	次第浜
梅津テツさん	(74歳)	本諏訪山
小川ミチノさん	(81歳)	山大夫
折笠清弥さん	(75歳)	山倉
土田廣樹さん	(58歳)	山大夫
二宮慶子さん	(87歳)	蓮野
加藤フミさん	(93歳)	大夫興野
渋谷フミさん	(85歳)	四ツ屋

(注1) 届出の際に御承諾をいただいた方のみ掲載しております。

(注2) 渡邊さんの「邊」という文字など略して掲載しています。戸籍に記載されている正確な氏名と多少異なる場合があります。ご了承ください。

町民課 町民サービス係 ☎27-2111 内線112

- 「中小企業退職金共済制度」中退共制度は中小企業で働く従業員のための退職金制度です。
- 適格退職年金制度からの移行先となっております。
  - 掛金(5,000円から)の一部を国が助成します。
  - 掛金は税法上、損金又は必要経費として全額非課税になります。

中退共で退職金を！  
事業主の皆さんご存知ですか？

☎22 3101(内線1622)

も落石危険箇所が多くあります。また、今後の風雨等の影響で落石危険箇所が増加すると思われます。これらのことから、登山者の安全確保ができないので、今年度も赤谷林道全体の通行は禁止です。

新発田市観光振興課観光振興係

(4) パートタイマーの方は、通常の従業員より低い掛金でも加入できます。

☎ 27 2078  
聖籠町商工会

新潟大学法律相談部  
無料法律相談会

6月13日(日)  
午前10時～午後5時

☎ 新潟大学五十嵐キャンパス法文棟  
係争中(裁判中、調停中)の事件を除く民事事件(賃貸借、離婚、相続、土地関係など)

【応募先・問い合わせ】  
新潟地震40周年事業実行委員会  
事務局/〒957 0197中  
蒲原郡亀田町亀田工業団地2

☎ 025 381 1160

3 4(株)北陸建設弘済会内

☎ 025 381 1160

(新潟大学法律相談部)  
「新潟地震の記録・記憶」募集

新潟地震40周年事業実行委員会事務局では新潟地震とその後の四〇年の歩みを再確認しつつ、皆さん一人ひとりが防災を自分の問題として考えるきっかけとなるような新潟地震の写真・映像・体験談を広く募集します。詳しい応募方法などはお問い合わせください

相談は無料で、予約等の手続きも不要です。秘密は固く守られます。

開設日	開設時間	開設会場	相談員
5月19日(水)	午後1時～午後4時	聖籠町保健福祉センター	地元人権擁護委員 法務局職員
6月2日(水)	午後1時～午後4時	聖籠町保健福祉センター	地元人権擁護委員 法務局職員

- ☎ 新発地方法務局新発田支局  
☎ 24-7101
- ☎ 聖籠町役場 町民課  
☎ 27-2111(内線111)

「特設人権相談所」を、次のとおり開催します。相談内容はじめ、いやがらせ、相続、土地の境界、離婚・離縁などの心配ことや困りごと、登記、供託の手続き等、何でも結構です。

#### 特設人権相談所を開設します

#### 入札結果

H16.3.29

	工事(件)名	契約額(円)	業者名	納入完了日又は 工事委託期間最終日
1	公下工第2号杉谷内543号 管渠整備工事	37,170,000	(株)岩村組	H16.11.23
2	特下工第2号本三賀207号 管渠整備工事	28,350,000	曾根建(株)	H16.9.24

☎日時 ☑会場 ☐内容 ☑対象 ☑申し込み ☑問い合わせ



# 交差点事故防止運動

5月1日から6月30日まで

平成15年中県内では、全交通事故（14,763件）の45.6%にあたる6,725件の交通事故が交差点で発生しています。聖籠町でも127件中、57件（44.9%）が交差点で発生しました。

交差点事故の多くは、一時停止や安全確認などの基本的な交通ルールが守られなかったために発生しています。交差点では優先意識を捨て、確実な一時停止と左右の安全確認を行いましょう。



## 二本松老人クラブ 交通安全教室開催

3月28日(日)二本松公会堂で二本松老人クラブのみなさんが交通安全教室を開催しました。この教室は老人クラブ総会に併せて開催したもので、約50人が参加しました。

当日は新発田警察署の交通課中野係長の講話や町の新保交通安全指導員のゲームなどで楽しく交通安全を学びました。

交通事故にあわないためのポイント、夜間の反射材の効果などを笑いながら学んだ参加者のみなさんはこれからも事故防止に気をつけることを約束してくれました。

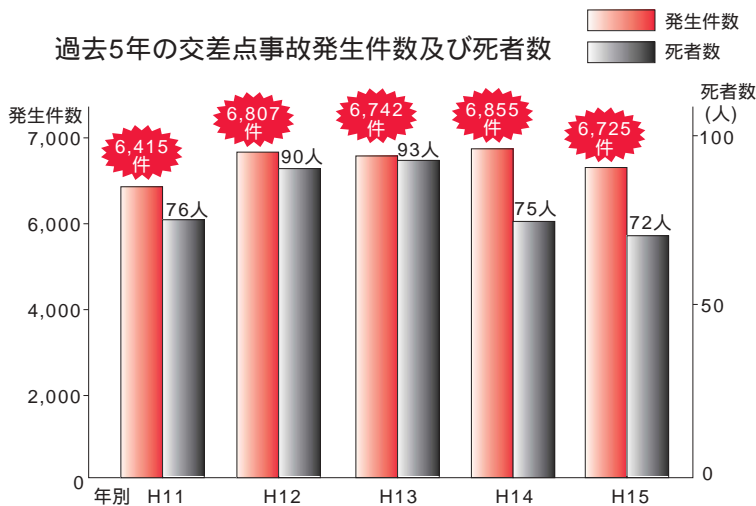
交通安全に関することは  
役場生活環境課 ☎27-1962（直通）



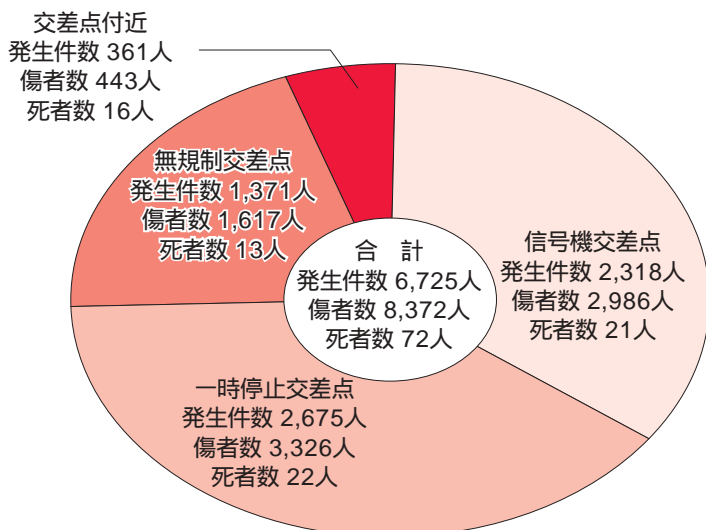
## 町の交通事故発生状況

区分年	3月			1月～3月		
	発生件数	死者数	傷者	発生件数	死者数	傷者
平成16年	12	0	17	39	1	48
平成15年	4	0	4	26	0	38
増減	+8	0	+13	+13	+1	+10

過去5年の交差点事故発生件数及び死者数



交差点形状別の発生状況(平成15年中)





教育訓練を受ける新入団員のみなさん

# 町の安全を守る 聖籠町消防団

地域の火災や災害を防ぐために日々訓練や点検を行いながら私たちの生活を守る町の消防団。  
4月4日(日)には消防団辞令交付式が行われ、平成16年度の新体制が決まりました。  
交付式の後には規律訓練が行われ、各班長や新入団員は、きびきびとした態度で訓練に臨みました。  
私たちの生活を守るために、よろしく願います。

## 平成16年度 聖籠町消防団幹部

(敬称略)

役職	氏名	役職	氏名
団長	吉田 春雄	第三分団分団長	遠藤 悟
副団長	阿部 孝一	第四分団分団長	宮下 誠
副団長	宮下 芳樹	本部分団副分団長	渡辺佳津志
訓練部長	佐久間 孝	第一分団副分団長	伊藤 義則
本部分団分団長	齋藤 政明	第二分団副分団長	伊藤 稔明
第一分団分団長	吉田 淳一	第三分団副分団長	加藤 清一
第二分団分団長	新保 昇英	第四分団副分団長	萩原 美好

## 新入団員のみなさん

(敬称略)

班名	氏名	班名	氏名
第一分団第2班	肥田野拓也	第二分団第6班	坂上 透
第一分団第3班	安達 詠史	第三分団第1班	齋藤 和弘
第一分団第7班	伊藤 寛之	第三分団第1班	阿部 孝弘
第二分団第1班	渡邊 和則	第三分団第4班	渡邊 新吾
第二分団第3班	土田 誠	第四分団第1班	高松 敏彦
第二分団第4班	新保 裕也	第四分団第1班	高松 栄一
第二分団第5班	本間 正美	第四分団第2班	高松 雄也
第二分団第5班	菊地 和也	第四分団第4班	宮澤 勇介
第二分団第6班	伊藤 俊幸	第四分団第5班	高橋 誠
第二分団第6班	坂井 一輝		

## 班長のみなさん

(敬称略)

班名	氏名	班名	氏名
本部分団第1班	小野 芳昭	第二分団第7班	三森 祐二
本部分団第2班	大沼 理一	第三分団第1班	佐藤 寿
第一分団第1班	高橋 晃裕	第三分団第2班	武田 義一
第一分団第2班	高橋 孝一	第三分団第3班	小見 徳司
第一分団第3班	小林 則夫	第三分団第4班	小池 時雄
第一分団第4班	大倉 政和	第三分団第5班	遠藤 賢
第一分団第5班	神田 正志	第三分団第6班	山尾 正人
第一分団第6班	佐久間 謙	第三分団第7班	加藤 明
第一分団第7班	小池 恵一	第四分団第1班	松井千代光
第二分団第1班	浅野 勇一	第四分団第2班	松田 茂樹
第二分団第2班	本間 豊	第四分団第3班	渡辺 仙勇
第二分団第3班	高橋栄和男	第四分団第4班	高橋 学
第二分団第4班	高橋 光則	第四分団第5班	皆川 豊
第二分団第5班	渡辺 公雄	第四分団第6班	林 光男
第二分団第6班	坂井 優		

## 町の宝 で～す

3月の乳児健診から



青木 仁 ちゃん  
4か月児



山崎 愛 ちゃん  
4か月児



野澤 新 ちゃん  
5か月児



高橋 尚輝 ちゃん  
4か月児



渡辺 光流 ちゃん  
5か月児



泉 翔也 ちゃん  
4か月児



飯田 秀河 ちゃん  
4か月児



渡辺 響介 ちゃん  
4か月児



二宮 美咲 ちゃん  
4か月児



大野 見輔 ちゃん  
4か月児

元気に育ってね!

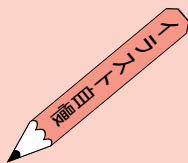
この写真は保健福祉センターで行われる乳児健診会場で撮影しています。



プーさん 8歳



ドナルディーさん 17歳



投稿するときは濃い鉛筆かペンで書いてください。(薄いものは掲載できません) 名前は必ず書いてください。(ペンネーム希望の場合は名前の横にペンネームと書いてください)



安藤 昌平さん 8歳



渡辺 日向子さん 9歳



かんだ ななさん 7歳



大量の空き缶

## 加治川桜堤 クリーン&ウォーク開催

4月11日(日)、加治川桜堤クリーン&ウォークが開催されました。聖籠町からは、山倉小学校6年生の児童と父兄をはじめとし約100人の方々が参加しました。

当日は好天にも恵まれ、参加者の皆さんは、「加治川治水記念公園」から「さくら大橋」までの間約2kmを満開の桜を満喫しながら、桜堤や広い河川敷まで広範囲に渡りゴミ拾いを行いました。

参加者の皆さんからは、「桜がきれいだね」「気持ちいい。」などの感激の声と「こんなにきれいな所にどうしてゴミや空き



こんなところにも

缶があるの?」とゴミを捨てる心無い一部の方のマナーの悪さに驚きの声もあがっていました。桜の季節に限らず、大勢の方から愛され親しまれている加治川桜堤、加治川治水記念公園には歴史ある水門も保存されており皆の大切な財産です。ゴミは家に持ち帰り、ルールを守って処理しましょう。

🕒日時 📍会場 📖内容 🧑‍🦰対象 📝申し込み 📞問い合わせ





田中 愛美さん 8歳



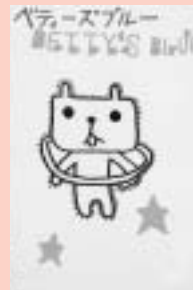
ますだ もえさん 4歳



スマイルさん



花\*さん 11歳



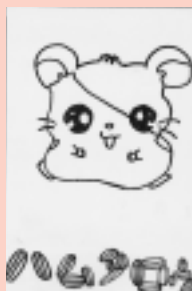
稲田 成美さん 11歳



くまのプーさん 8歳



刹那さん



わたなべ ちひろさん 8歳



澤田 千春さん 6歳



鋼さん 13歳

広報せいらの『イラスト自慢』への応募は毎月30～60枚ほどの応募があり、大変うれしく思うのですが、全員の分を載せられないのが残念です。ごめんなさい。載らなかった人もあきらめずにまた送ってください。



## 弁天瀉さくらまつり

4月11日(日)弁天瀉風致公園内において「弁天瀉さくらまつり」が開催されました。当日は、満開の桜と天候に恵まれ約2,500名が来場されました。

会場では様々なイベントが催されました。イベントステージでは「響(sato-oto)」の勇壮な太鼓演奏で始まり、舞人(まいんちゅ)の華麗なよさこいソーランで締めくくりとなりました。おいしんぼ広場では町商工会青年部等が出店し、「花より団子」の団子の方を用意してくれました。

また、貸しポートでは「おとうさんがんばって！」の声などなど、家族や友達同士の楽しそうな顔がありました。



## ふるさと聖籠を思い

### 東京聖籠会開催

聖籠町出身者で関東在住者が組織する東京聖籠会(横山春三会長)が今年も4月11日に東京板橋区において40名が出席し開催されました。

町からは、駒田助役 高松議長、須貝副議長、職員2名が出席し温かい歓迎を受けました。懇談会では駒田助役と高松議長が町の近況報告を織りませながらあいさつを行いました。懇談会は、市町村合併や行幸

啓の話題で盛り上がり、久しぶりに集つて会員の皆さんは「ふるさと聖籠町」をなつかしみながら話しに花を咲かせていました。懐かしさと楽しさで時を忘れてしまいそうな会でしたが「また逢いましょう」という言葉で会が締めくくられました。東京聖籠会では、会員を募集しています。入会を希望される方は次のいずれかへ連絡をお願いします。

- ☑事務局小宮山  
☎03 3966 3862
- ☑横山会長  
☎03 3550 6065





保育園



保育園



幼稚園



幼稚園

# 春風につつまれ 元気いっぱい



小学校



小学校



中学校



中学校

みんながんばれ!!

祝 入園・入学おめでとうございませす

1200 広報せいろうは、資源保護のため古紙配合率80%の再生紙を使用しています。